

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
87	職員以外の源泉徴収に関する事務 基礎項目評価

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

静岡市は、源泉徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

静岡市長

## 公表日

令和5年8月8日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	職員以外の源泉徴収に関する事務
②事務の概要	所得税法に基づき、報酬等の所得を支払う者が、その所得を支払う際に、所定の方法により所得税額を計算し、支払金額からその所得税額を差し引いて国に納付する事務である。また、復興特別所得税においても併せて徴収及び納付している。本事務では、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ・所得税法による報酬等に係る源泉徴収票及び支払調書の交付や税務署への提出等に関する事務 ・地方税法による給与支払報告書の関係市町村への提出等に関する事務
③システムの名称	財務会計システム
2. 特定個人情報ファイル名	
相手方情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第4項別表第1 第16(都道府県知事又は市町村長)第38(国税庁長官) ・第19条(特定個人情報の提供の制限)9号による9条に係る除外 2 国税通則法 ・第124条(書類提出者の氏名、住所及び番号の記載等) 3 所得税法 ・第194条(給与所得者の扶養控除等申告書)及び施行規則73条、第225条(支払調書及び支払通知書)及び施行規則84条など所得税関係書類 4 地方税法 ・第317条の6(給与支払報告書等の提出義務)及び施行規則10条(第17号様式)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施しない ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	会計室
②所属長の役職名	会計室次長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	会計室 静岡市葵区追手町5番1号 054-221-1136
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	会計室 静岡市葵区追手町5番1号 054-221-1136

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年11月11日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年11月11日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <span style="float: right;">[ <input type="radio"/> ]委託しない</span>		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) <span style="float: right;">[ ]提供・移転しない</span>		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <span style="float: right;">[ <input type="radio"/> ]接続しない(入手) [ <input type="radio"/> ]接続しない(提供)</span>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年7月30日	事務の概要	所得税法に基づき、報酬等の所得を支払う者が、その所得を支払う際に、所定の方法により所得税額を計算し、支払金額からその所得税額を差し引いて国に納付する事務である。また、復興特別所得税においても併せて徴収及び納付している。 本事務では、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ・所得税法による報酬等に係る源泉徴収票及び支払調書の提出等に関する事務	所得税法に基づき、報酬等の所得を支払う者が、その所得を支払う際に、所定の方法により所得税額を計算し、支払金額からその所得税額を差し引いて国に納付する事務である。また、復興特別所得税においても併せて徴収及び納付している。 本事務では、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ・所得税法による報酬等に係る源泉徴収票及び支払調書の交付や税務署への提出等に関する事務 ・地方税法による給与支払報告書の関係市町村への提出等に関する事務	事後	
平成27年7月30日	法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) ・第9条(利用範囲) 別表第1 第38の項 ・第19条(特定個人情報の提供の制限) 2 国税通則法(昭和37年法律第66号) ・第124条(書類提出者の氏名、住所及び番号の記載等) 3 所得税法(昭和40年法律第33号) ・第194条(給与所得者の扶養控除等申告書)第1項等、税務関係書類に個人番号の記載を求めている規定	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) ・第9条(利用範囲) 別表第1 第38の項 ・第19条(特定個人情報の提供の制限) 2 国税通則法(昭和37年法律第66号) ・第124条(書類提出者の氏名、住所及び番号の記載等) 3 所得税法(昭和40年法律第33号) ・第194条(給与所得者の扶養控除等申告書)第1項等、税務関係書類に個人番号の記載を求めている規定 4 地方税法第317条	事後	
平成30年5月31日	評価実施機関における担当部署	静岡会計課長 内田 保	静岡会計課長 志村 彰保	事後	
令和1年6月27日	評価実施機関における担当部署	静岡会計課長 志村 彰保	静岡会計課長	事後	
令和1年6月27日	IIしきい値判断項目 1.対象人数	1万人以上10万人未満	1,000人以上1万人未満	事後	
令和1年6月27日	IV リスク対策	—	改正後の様式による新項目の記載	事後	特定個人情報保護評価に関する規則等の改正に伴う変更
令和3年11月11日	I 関連情報 3個人番号の利用	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) ・第9条(利用範囲) 別表第1 第38の項 ・第19条(特定個人情報の提供の制限) 2 国税通則法(昭和37年法律第66号) ・第124条(書類提出者の氏名、住所及び番号の記載等) 3 所得税法(昭和40年法律第33号) ・第194条(給与所得者の扶養控除等申告書)第1項等、税務関係書類に個人番号の記載を求めている規定 4 地方税法第317条	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 ・第9条(利用範囲) 別表第1 第16(都道府県知事又は市町村長)第38(国税庁長官) ・第19条(特定個人情報の提供の制限)9号による9条に係る除外 2 国税通則法 ・第124条(書類提出者の氏名、住所及び番号の記載等) 3 所得税法 ・第194条(給与所得者の扶養控除等申告書)及び施行規則73条、第225条(支払調書及び支払通知書)及び施行規則84条など所得税関係書類 4 地方税法 ・第317条の6(給与支払報告書等の提出義務)及び施行規則10条(第17号様式)	事後	関係条文の見直しに伴う変更
令和3年11月11日	IIしきい値判断項目 1対象	1,000人以上1万人未満(平成31年3月20日時点)	1万人以上10万人未満(令和3年11月11日時点)	事後	令和3年分報酬実績の増に伴う変更
令和3年11月11日	IIしきい値判断項目 2取扱者数	500人未満(平成31年3月20日時点)	500人未満(令和3年11月11日時点)	事後	時点の修正
令和4年8月8日	評価実施機関における担当部署	①静岡会計課、②静岡会計課長	①会計室、②会計室次長	事後	
令和4年8月8日	特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	静岡会計課 静岡市葵区追手町5番1号 054-221-1136	会計室 静岡市葵区追手町5番1号 054-221-1136	事後	
令和4年8月8日	特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	静岡会計課 静岡市葵区追手町5番1号 054-221-1136	会計室 静岡市葵区追手町5番1号 054-221-1136	事後	
令和5年8月8日	評価署名	源泉徴収に関する事務	職員以外の源泉徴収に関する事務	事後	
令和5年8月8日	個人番号利用の法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 ・第9条(利用範囲)	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第4項	事後	
令和5年8月8日	6 情報提供ネットワークとの接続	[ ]接続しない(提供)	[○]接続しない(提供)	事後	